

社会福祉施設従事者相互保険事業に係る新型コロナウイルス
感染症を直接の死因とする災害保険金について

令和2年5月20日より、社会福祉施設従事者相互保険において災害保険金（各コース一律80万円）の対象となる感染症に、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定めるもの）が追加されました。

なお、5月19日以前に新型コロナウイルス感染症により普通死亡弔慰金の対象となった方も遡及して災害保険金の対象といたします。

詳細についてのお問い合わせは、下記までにご連絡ください。

令和2年5月29日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
理事長 根本 嘉 昭

<お問合せ先>

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 福祉第一部
電話：03-3486-7511